

つくってみよう マイナンバーカード

マイナンバーカードがあれば…



① 公的な身分証明書として使えます

券面に顔写真が入るので、免許証等と同様に身分証明書として使うことができます。

② 一部の医療機関で健康保険証として利用できます

令和3年10月から医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードを専用機械にかざすだけで資格確認ができるようになりました。

※健康保険証として利用するためには事前にマイナポータルから登録が必要になります。

また、医療機関や薬局に機器が設置されていない場合は利用できません。



③ マイナポイント第2弾実施中

キャッシュレス決済サービスを選んで、マイナポイントの申込みをすると2万円のチャージまたお買い物で5,000円分のポイントが取得できます。詳細はマイナポイント事業のホームページをご覧ください。

【受け取りのご案内】

2週間前までに受け取り予約の電話をしていただければ毎月第2日曜日に受け取りが可能です。

平日の来庁が難しい場合はお電話にてご相談ください。

【申請をお手伝いします】

住民課窓口にて、カード券面の顔写真撮影サービス実施中です。

ご希望の方は申請書を持って住民課までお越しください。



●問合せ先

マイナンバーカードに関すること

マイナンバー総合フリーダイヤル …………… ☎0120-95-0178

マイナンバーカード受け取りや予約に関すること …………… 民生部住民課



海部南部権利擁護センターの 成年後見支援について

■巡回相談(要予約)

毎月第2火曜日、相談員が相談会場に出向いて相談(無料)をお受けします。なお、相談には事前予約が必要です。

●日 時

3月8日(火)

①午後1時30分～2時20分

②午後2時30分～3時20分

③午後3時30分～4時20分

●場 所

すこやかセンター

■弁護士による法律相談(要予約)

毎月第3木曜日、権利擁護や成年後見に関する相談(無料)をお受けします。なお、相談には事前予約が必要です。

●日 時

3月17日(木)

①午後1時～1時50分

②午後2時～2時50分

③午後3時～3時50分

●場 所

海部南部権利擁護センター

■共通事項

●参加費 無料

●受付時間 午前9時～午後5時
(土曜・日曜・祝日および年末年始を除く)

手話通訳・要約筆記など障がいのため配慮が必要な方はお申し出ください。

●問合せ先

NPO法人海部南部権利擁護センター

☎69・8181

FAX 69・8180



自衛官等募集案内

次のとおり自衛官等募集が行われます。ご希望の方はお申込みください。

●募集項目

・幹部候補生(一般)

・一般曹候補生

・自衛官候補生

・予備自衛官補(一般・技能)

●資格

・幹部候補生(一般)

【大学程度試験】

22歳以上26歳未満の方(修士課程修了者等(見込含)は28歳未満の方)

【院卒者試験】

20歳以上28歳未満で修士課程修了者等(見込含)の方

・一般曹候補生、自衛官候補生

18歳以上33歳未満の方

・予備自衛官補(一般・技能)

【一般】

18歳以上34歳未満の方、自衛官未経験者(自衛官であった期間が1年未満の者も含む。)

【技能】

18歳以上で国家免許資格等を有する方(資格により年齢上限は

53歳～55歳未満)、自衛官未経験者(自衛官であった期間が1年未満の方も含む。)

●受付期間

・幹部候補生(一般)

第1回

3月1日(火)～4月14日(木)

第2回

3月1日(火)～6月16日(木)

・一般曹候補生

第1回

3月1日(火)～5月10日(火)

53歳～55歳未満)、自衛官未経験者(自衛官であった期間が1年未満の方も含む。)

●申込み・問合せ先

自衛隊愛知地方協力本部

一宮地域事務所

住所 一宮市大江二丁目1番地

の18 ワキタビル2階

☎0586・73・7522

愛知地本ホームページ

QRコード

Twitter

QRコード

17 広報とびしま / 2022年3月

2022年は愛知県政150周年です

1872（明治5）年11月27日に、名古屋県から改称した当時の愛知県と額田県が合併して、現在の「愛知県」が誕生しました。2022年は、愛知県政150周年の節目に当たります。

県政150周年は、県民の皆さまに愛知の歩みを振り返っていただき、郷土への愛着や誇りを改めて感じていただく貴重な機会となりますので、県では、県政150周年をPRし、気運を盛り上げていきます。

その一環として開設した「愛知県政百五十周年記念Webサイト」では、愛知の150年の歩みや、愛知の魅力を再発見していただくための地域の文化・歴史・風土・産業など、様々な内容を紹介しています。ぜひご覧ください。

●県ホームページ

https://www.soumu.go.jp/kojinbangou_card/

●問合せ先

愛知県政策企画局企画調整部企画課

☎052-954-6088

警察からのお知らせ

けいさつ だよ！



飛島村内犯罪状況(令和4年1月)

区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし
令和3年1~12月	0	0	0	2	1
1月	0	0	0	0	0
区分	特殊詐欺	自動車盗	自転車盗	ひったくり	車上ねらい
令和3年1~12月	0	2	0	0	5
1月	0	0	0	0	0
区分	部品ねらい	自販機ねらい	強盗	その他(侵入盗)	
令和3年1~12月	9	1	1	1	
1月	0	0	0	0	

税のお知らせ

3月の納税等

介護保険料／第6期

農業集落排水処理施設使用料／第6期

保育料／3月分

納期限／3月31日(木)

納期限内の納付にご協力ください。納付は便利な口座振替をご利用ください。

軽自動車の譲渡・廃車・住所変更などの手続きはお早めに

軽自動車税種別割は、毎年4月1日現在の所有者(売主が所有権を保留している場合は、買主である使用者)に課税されます。

所有している軽自動車を売却したときや住所などを変更したときは、必ず役場・運輸支局・軽自動車協会で行ってください。この手続きを行わないと、いつまでも課税されてしまいます。また、納税通知書が現所有者へ届かない原因となります。

手続きを販売店等に依頼される場合、4月1日までに確実に手続きしてもらいように確認をしてください。手続きの遅れにより税額が発生した場合でも、課税を取り

消すことはできません。

軽自動車税種別割は自動車税種別割と異なり月割制度がありません。よって、4月2日以降に譲渡・廃車などの手続きをして所有者でなくなった場合でも、その年度の軽自動車税種別割は全額課税されます。

また、口座振替をご契約の場合、特定の車両のみ口座振替を停止することはできません。1年分のみ軽自動車税種別割を現金払いにしたい場合は、その年の3月末以前に、口座を廃止する旨の振替依頼書を提出していただき、4月以降に口座振替依頼書を再提出する必要があります。口頭での依頼は受付できませんので、ご了承ください。

●問合せ先

総務部税務課

軽自動車の名義変更及び廃車の届出について

毎年3月は軽自動車税種別割申告等の関係から、軽自動車の名義変更、廃車の届出が集中し、窓口が大変混雑する状況となっています。このため、名義変更および廃車